

事 務 連 絡
平成 30 年 10 月 1 日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援法の一部改正を踏まえた認定就労訓練事業の
実施の更なる促進について

平素より、厚生労働行政の推進につきご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業については、本人の状況に応じた多様な働き方を実現する場として重要であり、生活困窮者の支援の「出口」として期待が寄せられていることから、今後も全国的な認定就労訓練事業の実施を更に促進していく必要があります。

このため、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 44 号)により、生活困窮者自立支援法が一部改正され、国及び地方公共団体に対して認定就労訓練事業を行う事業所の受注機会の増大を図る努力義務の規定を創設するなど、運用面も含めた必要な改正を行うこととしています。

については、別添のとおり、関係の改正法令及び改正通知等をまとめたのでお知らせするとともに、併せて、認定就労訓練事業の取組事例もまとめたので、本内容を十分に御了知の上、当該取組事例の活用も含め、認定就労訓練事業の実施の促進に積極的に取り組まれるようお願いいたします。

また、都道府県におかれては、本内容について管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）をはじめ関係者、関係団体等に対しその周知を図って頂くようお願いいたします。

主な改正項目等は下記のとおり

1. 受注機会の増大を図るための努力義務規定の創設（別添資料 1・2）
2. 認定に関する手続きの簡素化について（別添資料 3・4）

※ 詳細は別添 4「認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン」、または別途発出する「自治体事務マニュアル」を参照ください。

3. 就労訓練アドバイザー・育成員の更なる活用について（別添資料 5）

厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室 米丸、引間 電話 03-5253-1111 （内線 2234, 2879） 夜間 03-3595-2615 FAX 03-3592-1459
--

別添資料1 認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の受注機会の増大を図るための努力義務
規定の創設について

改正概要

生活困窮者自立支援法に基づく認定生活困窮者就労訓練事業をより推進するため、国及び地方公共団体に対して、認定生活困窮者就労訓練事業を行う事業所の受注機会の増大を図るための努力義務規定を創設するもの。(生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十四号)第一条による改正後の生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)第十六条第四項)

【生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）(抄)】

(下線部分は改正部分)

第十六条 雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業（以下この条において「生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該生活困窮者就労訓練事業が生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準として厚生労働省令で定める基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。

2 都道府県知事は、生活困窮者就労訓練事業が前項の基準に適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の認定に係る生活困窮者就労訓練事業(次項及び第二十一条第二項において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)が第一項の基準に適合しないものとなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

4 国及び地方公共団体は、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。

(参考)地方自治法第234条第2項の規定に基づき普通地方公共団体が認定生活困窮者就労訓練事業の対象とすることについて

(平成27年6月3日各都道府県、指定都市、中核市担当部署宛て厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡を一部修正したもの)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項において、普通地方公共団体は政令の定めるところにより随意契約を行うことができることとされており、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の14第1項第3号において、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業について規定しているところである。

具体的には、

- ・ 認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設で、その施設に使用される者が主として法第2条第1項に規定する生活困窮者であるものにおいて製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約であること
- ・ 認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設で、その施設が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約であること

のいずれかであることに加え、当該施設において製作された物品を買い入れること又は当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けることが要件となっている。この認定に当たっては、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29条)第12条の2の3及び地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)第52条において、認定基準を定めて公表すること、認定基準の策定及び個別の認定行為については学識経験者の意見聴取手続を経ることが定められている。

【参照条文】

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）（抄）

（随意契約）

第 167 条の 2 略

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第 27 項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業（同条第 7 項に規定する生活介護、同条第 13 項に規定する就労移行支援又は同条第 14 項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 16 条第 3 項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第 3 条第 1 項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 37 条第 1 項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第 2 項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 6 項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第 4 項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の

自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四～九 略 2～4 略

② 地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）（抄）

（随意契約）

第 21 条の 14 略

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第 27 項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業（同条第 7 項に規定する生活介護、同条第 13 項に規定する就労移行支援又は同条第 14 項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 16 条第 3 項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第 3 条第 1 項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から管理規程で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 37 条第 1 項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第 2 項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から管理規程で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 6 項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以

下この号において「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から管理規程で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から管理規程で定める手続により受ける契約をするとき。

四～九 略2～4 略

③ 地方自治法施行規則 (昭和22年内務省令第29号)(抄)

第十二条の二三 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第三号の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定に必要な基準を定め、これを公表しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、二人以上の学識経験を有する者(以下この条及び第十二条の四において「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、第一項の基準に基づいて認定しようとするときは、あらかじめ、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

④ 地方公営企業法施行規則 (昭和27年総理府令第73号)(抄)

(障害者支援施設等に準ずる者の認定)

第五十二条 普通地方公共団体の長は、令第二十一条の十四第一項第三号の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定に必要な基準を定め、これを公表しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、二人以上の学識経験を有する者(以下この条において「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、第一項の基準に基づいて認定しようとするときは、あらかじめ、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

(別添資料2)

優先発注の取組事例

兵庫県伊丹市（一般市）

優先発注（認定就労訓練）

1 市の概要（H28年度）

人口 202,037人

保護率 1.6%

2 支援状況調査（H29年度）

新規相談受付件数人口10万人当
(件)

18.5

プラン作成件数人口10万人当(件)

3.8

就労支援対象者数人口10万人当
(件)

2.7

就労・増収率(%)

89.2

3 認定就労訓練実施状況

市内実施 団 体	①企業組合伊丹市雇用福祉事業団 ②NPO法人ワーカーズコープかんさい ※認定は兵庫県
事業概要	・常時支援員3名体制 (支援手続き担当、職場見学担当、就労契約手続き担当) ・①の団体は、就労準備支援事業も受託。 長期離職者やひきこもりは就労準備支援事業、短期離職者は認定就労訓練（雇用型、非雇用型）に振り分けて支援を実施。
課題・対応	・雇用型の利用には無料職業紹介の取扱いが必要。 (伊丹市は実施済み) ・対象者に合った業務の提供が必要。優先発注分以外にも独自事業による短期就労等（長期離職者ですぐの就労困難だが給与が必要等）も実施。
優先発注認定	①②とも平成27年8月21日
優先発注 件 数	①26件 63,381千円 ②1件 6,690千円 ※平成28年度
その他 特記事項	・従前より生活保護受給者の就労支援に協力を実施し、行政との信頼関係を構築していた。 ・優先発注の効果により独自財源を得ることにつながり、更なる独自支援を行っている。（自転車貸し出しや就職活動用衣類貸し出し事業等）

4 事業実績（H28年度）

- ・就職者数 85人（うち就労支援プラン作成者人数 50人）
- ・生活保護受給者等就労自立促進事業参加者数 50人
うち就職者数 31人
- ・認定就労訓練事業参加者数 実人数 非雇用型 3人 雇用型 19人
うち就職者数 9人
- ・就労準備支援事業参加者数 実人数 10人 うち就職者数 2人
- ・無料職業紹介事業 紹介者数 22人 うち採用者数 12人

5 事業実施のポイント ～福祉部局主導の庁内連携と業務の切り分け～

Point

- ・福祉部局が主導となって庁内部局に優先調達の働きかけを実施。
 - ・シルバー、障害者団体との住み分けに留意。
- 業務の切り分けを行い、体力の必要な業務等を認定就労訓練事業者が担うことで、市の課題を解決している。

優先発注事例

市の課題：ヌートリアの駆除
外来種（ヌートリア）が増えており、捕獲用の檻を市内に複数箇所設置しているが、すべて見回るのは困難。



※ヌートリア：固有の生態系への悪影響や農業被害があり、繁殖力も強い。

市から優先発注を受けて、設置後の檻の見回りを実施
(認定就労訓練事業、雇用型)

⇒運動になり、時間的な感覚も身につく（日常的自立）
仲間とのコミュニケーションや地域住民との挨拶（社会的自立）
就労収入を得ることで一般就労に向けた足がかりとなる（就労自立）

6 取り組んで良かったこと

行政：通常の行政業務の予算で生活困窮者支援を実施できた。
事業者：優先発注により、雇用型の就労訓練を実施する業務量を確保できた。
利用者：事業への参加により賃金を確保しながら就職活動を実施できた。

(別添資料3) 認定に関する手続きの簡素化について

【手続きに係る見直し事項】

- 同一法人が複数の事業所において認定訓練事業を実施する場合において、同一都道府県内(※)にある事業所については、複数の事業所をまとめて申請することを可能とする。
 - ※ 政令市、中核市については、各々認定権限を有しているため、同一都道府県内にあっても事業所の所在地が異なる場合は、事業所毎に各々の自治体に申請することとなる。
- 市等を経由して申請することを可能とする。
 - ※ 認定権限を有するのは従来どおり都道府県、政令市、中核市のみ。

【申請書に添付する書類(厚生労働省社会・援護局長が定める書類)の簡素化】

- 全ての法人について、下記書類の添付は要さないこととする。
 - ・ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開のための措置に係る書類
 - ※ 誓約書において、情報の公開について必要な措置を講じる旨記載(従来と同様の扱い)
 - ・ 非雇用型の利用者が被った災害について加入する保険商品に関する資料
 - ※ 誓約書において、利用に係る災害が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じる旨記載。(従来と同様の扱い)
- 社会福祉法人、消費生活協同組合など、他の法律に基づく監督を受ける法人については、下記書類については添付を要さないこととする。
 - ・ 就労訓練事業を行う者の登記事項証明書
 - ・ 平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類、事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類、貸借対照表や収支計算書など法人の財政的基盤に関する書類
 - ・ 就労訓練事業を行う者の役員名簿

社援発 1001 第 2 号
平成 30 年 10 月 1 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドラインの改正
について（通知）

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、同法による改正後の法が、同年 10 月 1 日より順次施行される。

就労支援は、本人にとって、就労に必要な知識・技能の習得や社会参加や自己実現の機会であり、さらには個人への就労支援を通じて地域資源の開拓や地域社会の基盤強化に寄与するものである。また、支援実績においても、法施行 3 年を経過し、就労・増収や自己肯定感・意欲の向上といった生活困窮者個人に対する支援の側面のみならず、個別支援を通じて生活困窮者の働く場を地域産業の担い手として結びつけることにより地域課題の解決を図っていくなど地域づくりにつながる仕組みを構築する側面の双方から着実にその成果を上げている。

認定就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）については、本人の状況に応じた多様な働き方を実現する場として重要であり、生活困窮者の支援の「出口」として期待が寄せられている。

支援の現場においても、

- ・ 相談者の適性やニーズに応じて一人ひとりに合った事業所開拓を行った上で、事業所内の支援体制を構築し、当該認定就労訓練事業所での一般就労を目指した支援の実施
- ・ 非雇用型の場合でも、経験などにより工賃を上げるなど本人の意欲向上のための支援段階の設定

といった取組により、一般就労に向けたステップアップが図られている事例がみられている等、中間的就労が果たすべき役割は大きいと認識しており、全国的に認定就労訓練

事業所の事業所数を増加させていくことが必要である。

このため、改正法により、国及び地方公共団体に対して認定就労訓練事業を行う事業所の受注機会の増大を図る努力義務規定を創設し、また、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）等の改正により、認定申請手続の簡素化を図っており、別添「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン」についても、同旨の改正を行っているので、改正の趣旨やその具体的な内容について十分に御了知の上、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）、関係機関及び関係団体等に対し、その周知・徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

また、本通知の発出に伴い平成 27 年 3 月 25 日付け社援発 0325 第 20 号「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドラインについて」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の 実施に関するガイドライン

1 趣旨

- 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）に基づく就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）は、一般就労（一般労働市場における自律的な労働）と、いわゆる福祉的就労（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく就労継続支援 B 型事業等）との間に位置する就労（雇用契約に基づく労働及び後述の一般就労に向けた就労体験等の訓練を総称するもの）の形態として位置づけられる。
- 就労訓練事業における就労形態は、後述のとおり、雇用契約を締結せず、訓練として就労を体験する段階（以下「非雇用型」という。）と、雇用契約を締結した上で、支援付きの就労を行う段階（以下「雇用型」という。）との 2 つが想定される。就労訓練事業は、これらの方法により、本人の状況に応じて、適切な配慮の下、生活困窮者に就労の機会を提供しつつ、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、生活支援並びに健康管理の指導等を行う事業である。
- いずれも、事業の最終目的としては、支援を要せず、一般就労ができるようになること、ひいては困窮状態から脱却することを想定する。
- 生活困窮者自立支援制度では、生活困窮者に適切な内容の支援が行われる必要があること、また、労働力の不当な搾取（いわゆる「貧困ビジネス」）とならないよう留意する必要があることから、支援の実施体制が適切に整備されていること、関係法令が遵守されること等を確保するため、就労訓練事業を行う者（以下「就労訓練事業者」という。）は、法第 16 条の規定に基づき、その事業内容、就労支援内容等が適切である旨の都道府県知事等の認定を受けることとなる。
- 本ガイドラインでは、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号。以下「規則」という。）第 21 条に規定する就労訓練事業の認定基準（以下「認定基準」という。）を補足するものとして、認定を受けた就労訓練事業（以下「認定就労訓練事業」という。）を行う者が遵守すべき事項を定めることとする。
- なお、認定就労訓練事業において、生活困窮者のほか、生活保護受給者を受け入れる場合も、本ガイドラインに沿った事業運営を行い、支援の適切な実施を確保する必要がある。

2 対象者像

2-1 就労訓練事業の対象者

- 就労訓練事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、自立相談支援機関のアセスメントにおいて、将来的に一般就労が可能と認められるが、一般就労に就く上で、まずは本人の状況に応じた柔軟な働き方をする必要があると判断された者であって、福祉事務所設置自治体による支援決定を受けたものである。

2-2 具体例

- 具体的な対象者としては、例えば以下のような者が想定される。
- ① 直近の就労経験が乏しい者。例えば、
 - ・ いわゆるひきこもりの状態にある若しくはあった者又はニートの者
 - ・ 長期間失業状態が続いている者
 - ・ 未就職の高校中退者 等
 - ② 身体障害者等であって、障害者総合支援法に基づく障害者就労移行支援事業等の障害福祉サービスを受けていない者や、身体障害者等とは認められないが、これらの者に近似して一定程度の障害があると認められる者や障害があると疑われる者

3 事業所の在り方

3-1 就労訓練事業の事業形態

- 就労訓練事業の形態には、事業所の設立目的やその実施規模に応じて、以下の2種類の類型が考えられる。
- ① 生活困窮者への就労機会の提供、地域社会への貢献等の要素が事業所の設立目的に含まれ、就労者（当該事業所において、雇用又は非雇用の形で労働又は訓練を行う者を総称する。以下同じ。）の中に対象者である生活困窮者が一定割合以上含まれる事業を経営する類型（「社会的企業型」）。なお、自ら独立して事業を運営するほか、独自に生活困窮者のための就労場所を持たないNPO法人等が、地域の事業所と提携し、スタッフの同行の下、対象者に就労体験を行わせる方式も、「社会的企業」の事業形式として想定される（この場合、当該NPO法人等が「社会的企業」として位置づけられる。）。
 - ② 一般事業所（社会的企業ではない事業所をいう。以下同じ。）において、対象者である生活困窮者を雇用又は非雇用の形で受け入れる類型（「一般事業所型」）。一般事業所における就労訓練事業については、対象者を若干名、一般事業所が受け入れ、非雇用・雇用いずれの場合も、就労

支援担当者（５－２－１の業務を行う者）による支援の下、就労を行う形態とする。例えば、

- ・ 一般事業所において、対象者を受入れ、清掃や運搬の補助等対象者の状態や就労訓練事業における就労形態（雇用型、非雇用型）に応じた業務に従事させながら、仕事の雰囲気や体得させ、一般就労に向けた支援を行うようなケース
- ・ 障害者就労継続支援事業を行う施設等において、定員外（障害者総合支援法に基づく給付等の対象外）として対象者を受け入れ、作業施設内での就労に携わる中で一般就労に向けた支援を行うようなケース

等も、一般事業所型の一類型として想定される。

- ①、②いずれの類型で実施する場合も、事業者は就労訓練事業が認定基準に適合していることにつき、都道府県知事等の認定を受けた上で、自立相談支援機関のあっせんに応じて対象者を受け入れることとなる。
- また、認定就労訓練事業は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項の第 2 種社会福祉事業として位置づけられていることから、生活保護受給者も含め、10 名以上の定員を設け認定就労訓練事業を行う場合は、同法第 69 条第 1 項の規定に基づき、事業開始の日から一月以内に、事業経営地の都道府県知事等に所定の事項を届け出なければならない。

3－2 認定基準

- 認定基準の内容は、以下のとおりである（規則第 21 条）。

（１） 就労訓練事業者に関する要件

- ① 法人格を有すること。
- ② 就労訓練事業を健全に遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有すること。
- ③ 自立相談支援機関のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。
- ④ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。
- ※ 例えば、就労支援体制、就労訓練事業における具体的な作業の内容、利用状況等について、ホームページ等において公開すること。
- ⑤ 3－3 に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

（２） 就労等の支援に関する要件

- ① ② に掲げる対象者に対する就労等の支援に関する措置に係る責任者（就労支援担当者）を配置すること。
- ② 対象者に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。

- イ 対象者に対する就労等の支援に関する計画（後述の就労支援プログラム）を策定すること。
- ロ 対象者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。
- ハ 自立相談支援機関その他の関係者と連絡調整を行うこと。
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、対象者に対する就労等の支援について必要な措置を講じること。

（３） 安全衛生に関する要件

対象者（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定する労働者を除く。）の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）の規定に準ずる取扱いをすること。

（４） 災害補償に関する要件

事業の利用に係る災害（労働基準法第 9 条に規定する労働者に係るものを除く。）が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること。

※ 就労等の支援の体制や対象者の処遇に関して遵守すべき事項については、4～6を参照すること。

3-3 欠格事由

- 以下に該当する者は、就労訓練事業を行う者としては適切ではない。
- ① 法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - ② 就労訓練事業の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）が事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
 - ④ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
 - ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者

- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- ⑦ 破産者で復権を得ない者
- ⑧ 役員のうちに①から⑦までのいずれかに該当する者がある者
- ⑨ 上記のほか、その行った就労訓練事業（過去 5 年以内に行ったものに限る。）に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者

3－4 認定に関する手続

3－4－1 認定の申請

- 就労訓練事業の認定を受けようとする者は、事業所ごとに、「生活困窮者就労訓練事業認定申請書」（規則様式第 2 号）に、所定の書類を添えて、就労訓練事業の経営地の都道府県知事（指定都市及び中核市においては、当該指定都市又は中核市の長。以下「管轄都道府県知事等」という。）に提出する（規則第 20 条第 1 項）。
- ただし、一つの法人が同一都道府県内に経営地のある同一法人内の複数の事業所の認定を受けようとする場合においては、当該複数の事業所についての申請関係書類をまとめて都道府県知事に提出することは可能である。
- また、就労訓練事業の認定を受けようとする者の申請に当たっての利便性の向上を図る観点から、申請関係書類については、事業所の経営地のある市等を経由して提出することも可能とする。この場合、市長等は直ちに関係書類を都道府県知事に送付する。（規則第 20 条第 2 項、第 3 項）
- なお、就労訓練事業の認定は、「雇成型」「非雇成型」の別に行うものではない。これらは、対象者が就労を開始する際に、自立相談支援機関の判断と福祉事務所設置自治体の支援決定を経て、対象者ごとに決定されるものである。
- 管轄都道府県知事等は、認定の申請があった場合は、申請に係る就労訓練事業が、認定基準に該当するか否かを審査の上、認定を行った場合は、認定通知書を申請者に送付する。

3－4－2 認定後の手続

- 認定就労訓練事業を行う者は、生活保護受給者も含め 10 名以上の定員を設け、第 2 種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合は、事業開始の日から一月以内に、管轄都道府県知事等に社会福祉法所定の事項を届け出なければならない。
- 認定就労訓練事業を行う者は、認定就労訓練事業に関し、次の①及び③から⑤までに掲げる事項について変更があった場合は速やかに変更のあった事項及び年月日を、②に掲げる事項について変更をしようとするときにはあらかじめその旨を管轄都道府県知事等に届け出なければならない（規則第 22 条）。
 - ① 認定就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地、連絡先及び代表者の氏名
 - ② 認定就労訓練事業が行われる事業所の名称、所在地、連絡先及び責任者の氏名
 - ③ 認定就労訓練事業の利用定員の数
 - ④ 認定就労訓練事業の内容
 - ⑤ 就労支援担当者の氏名
- 認定就労訓練事業を行う者は、認定就労訓練事業を行わなくなったときは、その旨を管轄都道府県知事等に届け出なければならない（規則第 23 条）。

4 就労内容

4－1 就労訓練事業に適した業種・業務内容

4－1－1 業種について

- 就労訓練事業については、特段、業種に制限はないが、
 - ・ 生活困窮者の場合、地域のニーズに適合した業種に携わることにより、社会とのつながりが生まれやすいこと
 - ・ 特に、公益的な内容の業種に就くことにより、地域社会に貢献しているという自覚や、就労意欲の増進につながると見込まれることに、留意が必要。

4－1－2 業務・作業内容について

- 対象者については、専門的な技能及び知識を持っていることや、それを生かした業務を行うことができる可能性は、一般的には低いと想定される。
- また、対象者の中には、一定の作業量を定時に行うことができない者が一定程度含まれる。
- このため、対象者の個々の適性を把握した上で、必要に応じて既存の業務

を分解すること等により、対象者の状態や就労訓練事業における就労形態（雇用型、非雇用型）に応じた作業を割り当てることが適当である。

- なお、就労開始時に、対象者と事業所との間で、書面により個々の対象者の状態を勘案した、基本となる就労内容、条件等を記載した雇入れ通知書又は確認書を取り交わすことが求められる（後述）。
- 非雇用型の対象者が、計画に沿った訓練を行う場合でも、労務提供の形態等を勘案して、作業の依頼に対する諾否の自由があるか、業務の内容や遂行の仕方について指揮命令を受けるか、作業の時間が管理されているかどうかなどに関して、実質的に使用従属性があると判断された結果、労働者性があるとされる場合があることに留意が必要。

4-2 就労の在り方について

4-2-1 就労日・時間の考え方

- 対象者は、その生活習慣や社会参加状況によっては、一般の雇用労働者と同様の就労日数及び就労時間の中で就労することが必ずしも可能ではない場合が想定される。
- このため、上記のとおり対象者の状態等に応じた作業を中心とすることに加え、就労形態についても、毎日の就労を求めないことや、午前のみ又は午後のみ就労を認める等、個々の対象者の状況に応じた就労の仕方を認めることが求められる。

4-2-2 就労の実施形態

- 就労訓練事業での就労の実施形態としては、以下のような形態が想定される。
 - ① 対象者が単身又は対象者同士のグループで通所し、業務時間中も自律的に、あらかじめ決められた作業を行う形態
 - ② 社会福祉法人、NPO 法人等の支援スタッフが対象者に同行し、対象者が、当該スタッフの指示の下、地域の協力事業所等の中で、訓練として、対象者の状態や就労訓練事業における就労形態（雇用型、非雇用型）に応じた作業を行う形態

5 事業所における就労支援

5-1 就労訓練事業における就労支援の考え方

- 就労訓練事業は、一般就労に直ちに就くことができない者に対し、本人の状況に応じ、就労の場を提供するものであるが、その最終的な目標は、対象者が自律的に就労することができるようになることである。

- このため、就労訓練事業者において、対象者の就労状況を適切に把握し、作業内容について助言を行うほか、自立相談支援機関とも連携の上、対象者が一般就労に就くことができるようにするための相談援助その他の支援を行うことができる体制を整える必要がある。

5-2 支援内容

5-2-1 就労支援担当者の配置

- 就労訓練事業所において、対象者に対する就労等の支援に係る以下の①から④までの業務を行う就労支援担当者（上記の支援スタッフとは別）を1名以上配置することとする（兼務でも可とする。また、人員配置基準は、特段設けない。）。
 - ① 就労支援プログラム（後述）を策定すること。
 - ② 対象者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。
 - ③ 自立相談支援機関、法に規定する就労準備支援事業を行う者、公共職業安定所（ハローワーク）等の関係者との連絡調整を行うこと。
 - ④ 以上のほか、対象者に対する就労等の支援について必要な措置を講じること。
- 就労支援担当者については、特段の資格要件を求めないこととするが、対象者の就労支援に関わるという業務の性格上、人事・労務管理やキャリア・コンサルティングについて一定の知識を持っている者であることが望ましい。
- 非雇用型の場合、就労支援担当者と、対象者が属する現場のライン等で一般労働者に対して指揮命令を行う者とは、別の者であることが必要。ただし、一般労働者に対して指揮命令を行う者が、対象者に対して技術的指導を行うことは妨げない。
- また、対象者のうち、一定程度、一般就労に向けた求職活動が可能と判断される者については、必要に応じてハローワークへ同行する等、求職活動の支援を行うこと等も考えられる。

5-2-2 就労支援プログラムを通じた状況把握及び評価

- 就労訓練事業所においては、自立相談支援機関の関与の下、個々の対象者について、就労訓練事業における就労の実施内容、目標等を記載した就労支援プログラムを作成することとする。
- 就労支援プログラムについては、概ね3～6か月程度の期間設定とし、定期的に、自立相談支援機関による就労訓練事業所への訪問等の関与の下、就

労支援担当者と対象者の面談を経た上で同プログラムの見直し・更新を行うこととする。

- 就労支援プログラムに記載すべき事項は以下のとおり。
 - ① 就労訓練事業における就労を通じた短期的目標
 - ② 短期的目標に沿った就労支援の方針
 - ③ 本人が当面希望する就労内容
 - ④ 本人が長期的に目標とする就労内容
 - ⑤ 期間中に行う就労内容（時間、場所、受入事業者による指示・管理の範囲を含む。）
 - ⑥ 就労に加え、就職のために必要なスキルの習得のための支援（職場でのマナーやコミュニケーション能力の向上等に関する指導の実施、職業人講話等）の内容
- 非雇用型については、上記の記載項目に加え、以下の事項についても留意事項として明記することとする。
 - ① 所定の作業日、作業時間に、作業に従事するか否かは、対象者の自由であること。また、所定の作業量について、所定の量を行うか否かについても、対象者の自由であること。
 - ② 作業時間の延長や、作業日以外の日における作業指示が行われないこと。
 - ③ 所定の作業時間内における受注量の増加等に応じた、能率を上げるための作業の強制が行われないこと。
 - ④ 欠席・遅刻・早退に対する手当の減額制裁がないこと（実作業時間に応じた手当を支給する場合においては、作業しなかった時間分以上の減額をすることがないこと）。
 - ⑤ 作業量の割当、作業時間の指定、作業の遂行に関する指揮命令違反に対する手当等の減額等の制裁がないこと。
- 就労支援担当者は、上記①の短期的目標の達成状況を確認し、一般就労に向けた能力の向上度合いを評価するとともに、対象者と面談の上、新たな短期的目標及びそれに沿った上記②の就労支援の方針を定め、次期の就労支援プログラムを作成することとする。
- 短期的目標の評価に当たっては、作業内容上の課題の達成状況のほか、対人能力や来所状況等、作業に関連した要素についても評価の対象とし、向上度合いを継続的に把握できるようにすることが望ましい。

6 対象者の就労条件

6－1 雇用関係の考え方

6-1-1 雇用契約の有無に係る整理

- 就労訓練事業における就労は、対象者の状態に応じた業務内容や、多様な就労の仕方が想定されることに鑑み、雇用契約を締結する場合（「雇用型」）及び雇用契約を締結しない場合（「非雇用型」）の双方の形態を認めることとする。
- 前述のとおり、非雇用型は訓練として実施されるものである点で雇用型と異なり、
 - ・ 非雇用型の場合は就労支援プログラムが訓練内容を定めた計画（訓練計画）という位置づけで策定され、これに基づき、就労支援担当者及び自立相談支援機関による定期的・継続的な状況把握も比較的高い頻度で行われることが求められる
 - ・ 雇用型の場合は訓練計画という形式ではなく、一般の労働者に求められるような一定期間（半期等）ごとの個人目標の形式で就労支援プログラムが策定され、これに基づき、就労支援担当者及び自立相談支援機関による状況把握も、当該期間について行われることが求められるといった違いがある。
- 対象者に就労訓練事業を実施するか否かに加え、就労訓練事業における就労を雇用型として開始するか、非雇用型として開始するかについては、対象者の意向や、対象者に行わせる業務の内容、当該事業所の受入れに当たっての意向等を勘案して、自立相談支援機関が判断し、福祉事務所設置自治体による支援決定を経て確定する。
- 雇用型・非雇用型いずれの場合も、対象者の心身の状態等を踏まえ、自立相談支援機関によるアセスメント後、正式な事業利用（就労）開始の前に1週間程度の試行期間を設け、適切なマッチングが行われているか否かを確認することも考えられる。
- なお、非雇用型として就労を開始した場合であっても、その後の能力の上達度合いや事業所及び対象者の合意に応じて、雇用契約を締結することとなる（後述）。
- 非雇用型の場合も、就労開始時に、自立相談支援機関の関与の下、対象者と事業所との間で、対象者本人の自発的意思に基づき、就労内容や条件等を示した文書による確認書を取り交わすこととし、書面上、非雇用である旨（事業に使用され、労働の対償としての賃金の支払を受ける雇用関係ではなく、訓練に従事すること、就労支援プログラムの内容に基づく訓練に従事することを含む。）の理解と合意を明確化する。また、自立相談支援機関は、対象者に、内容に不満がある場合は、自立相談支援機関にその旨を相談できることを周知する。

6-1-2 雇用型と非雇用型との関係

- 雇用型と非雇用型とは、それぞれ事業主からの指揮監督の有無、担当する作業が事業所の収益にもたらす影響の有無等について異なる取扱いが必要である。
- 非雇用型については、作業内容、作業場所、作業シフト等の管理について、雇用型及び一般就労と明確に区分（※）することが必要となる。

※ 明確に区分するとは、例えば作業場所について、一般の労働者等とまったく異なる部屋で作業しなければならないということではなく、例えば非雇用型の対象者が一般の労働者と同じ部屋の中で作業する場合であっても、就労訓練事業のプログラムに基づく訓練を行う者であることが分かるよう区別する等の対応を行うこと（座席図に明記する、研修生と明記された名札を付ける等）が想定される。

- なお、雇用型と一般就労との関係については、前者は
 - ・ 対象者について、自立相談支援機関や就労支援担当者による就労支援がつくこと
 - ・ 就労日数、時間等の遵守の取扱いが一定程度柔軟であること（欠勤や遅刻等により、直ちに不利益取扱いを受けるものではないこと）
 - ・ 業務内容が一般就労に比して軽易であることといった点が、一般就労と異なるものである。

6-2 就労条件に係る留意事項

6-2-1 雇用型の場合

- 雇用型の対象者については、賃金支払、安全衛生、労働保険の取扱い等についても、他の一般労働者と同様、労働基準関係法令の適用対象となる。
- 賃金については、最低賃金額以上の賃金の支払が必要である。なお、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条¹に基づき、都道府県労働局長の許

¹ 最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）（抄）
（最低賃金の減額の特例）

第七条 使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、次に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により第四条の規定を適用する。

一 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者

二 試の使用期間中の者

三 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習

可を受けたときは、最低賃金額が減額となる特例がある。

6-2-2 非雇用型の場合

- 非雇用型の対象者については、労働者性がないと認められる限りにおいて、労働基準関係法令の適用対象外となる。
- ただし、事業所で就労しているという点からは、非雇用型であっても雇用型と同様の配慮が必要な事項が認められる。例えば、安全衛生面、災害補償面については、非雇用型についても、事業所において、一般労働者の取扱いも踏まえた適切な配慮を行う必要がある。
 - 例)・ 非雇用型の対象者について、労働基準法第 62 条に規定する危険有害業務等の危険な作業に就かせないこととする。
 - ・ 非雇用型の対象者について、労災保険に代わる保険制度への加入その他の災害補償のための措置を講ずることとする。
- また、非雇用型で労働基準関係法令の適用はない場合であっても、従来、就労の場に就くこと自体が困難であった者が一般就労に就くことも念頭に置きつつ作業を行う点に着目し、工賃、報奨金等の形で一定金額を支払うことは、対象者の就労へのインセンティブを高める上でも重要と考えられる。
- 上記の工賃等の金銭を支払う場合には、労働者に支払う賃金と異なり、欠席・遅刻・早退に対する減額制裁をすることはできないほか、就労実績に応じた差を付けることはできない（就労内容や実作業時間に応じ、個別に額を設定して支給することは可能）。
- また、工賃等に限らず、就労の実績が低いことや通所の状況が芳しくないこと等を理由として、事業所内で不利益な措置を講ずることは認められない。
- ただし、当該対象者が法令違反により罰則の適用を受ける場合、事業所に損害を与える等、社会通念上問題がある行為を行ったと認められる場合等には、自立相談支援機関との協議を経て、当該対象者の就労訓練事業における就労の実施に係る契約を解除することは認められる。

6-2-3 就労の形態に関する留意点

- ある対象者について、非雇用型の場合であっても、就労の状態によって個別に当該対象者については労働者性ありと判断される場合がある。その際には、雇用契約を締結の上、労働基準関係法令を適用するなど労働者としての取扱

得させることを内容とするものを受ける者であつて厚生労働省令で定めるもの
四 軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者

いが必要となることに留意が必要。

- また、就労の状況に応じて就労内容を見直し、自立相談支援機関によるアセスメントにより確認を経た上で一般就労が可能と認められた場合には、契約等の変更を行うことが必要。
- 支援スタッフが対象者に同行し、当該スタッフの指示の下、地域の協力事業所等の中で訓練として作業を行う場合に、当該協力事業主の職員が支援スタッフを通さずに直接就労者に対して指示・管理を行わないこと（ただし、技術的アドバイスを行うことは妨げない。）。特に雇用型の場合は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）に抵触することに留意が必要。
- 受入れに当たっての対象者本人との契約においては、事業所が対象者に関して知り得た秘密を守るべき旨を明記することとし、その内容を自立相談支援機関が確認することが必要。

様式例

就労支援プログラム（就労訓練事業（雇用型））※就労支援担当者用

事業所	
ふりがな	
職員氏名	
性別	☐ 男性 ☐ 女性 ☐ （ ）
生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日（ 歳）

対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日
仕事の日数・時間	
主な仕事内容	

～記入方法～

1) 障害疾病など、本人のはたらきづらさのために難しい状況については、考慮して考課してください。

2) 考課段階は、目標の達成状況を「5 とてもよくできた」・「4 よくできた」・「3 できた」・「2 あまりできなかった」・「1 できなかった」の5段階のうち、当てはまると思う番号にマルをつけてください。

3) それぞれの〈記述〉欄には、具体的なエピソードを記入してください。

※ 期首に、就労支援担当者が本人と面接の上、個別目標の設定等を行ってください。

	要素	定義	考課段階
1	職場の決まりごと	社会人としてのマナー（あいさつ、身だしなみなど）と職場の決まりごとを理解し、そのルールを守って行動できている。	1 2 3 4 5 できなかった・あまりできなかった・できた・よくできた・とてもよくできた 〈記述〉
2	責任感	上司の業務指示にそって、決められた時間や手続で、責任を持って最後まで仕事に取り組むことができる。	1 2 3 4 5 できなかった・あまりできなかった・できた・よくできた・とてもよくできた 〈記述〉
3	向上心	上司・職員からの指示をよく聞き、難しいと思うことにも、取り組むことができる。	1 2 3 4 5 できなかった・あまりできなかった・できた・よくできた・とてもよくできた 〈記述〉
4	報告・連絡・相談	上司や職場のメンバーに、決められた仕事について報告・連絡・相談することができる。	1 2 3 4 5 できなかった・あまりできなかった・できた・よくできた・とてもよくできた 〈記述〉
	個別目標		考課段階
5			1 2 3 4 5 できなかった・あまりできなかった・できた・よくできた・とてもよくできた 〈記述〉
6			1 2 3 4 5 できなかった・あまりできなかった・できた・よくできた・とてもよくできた 〈記述〉
7			1 2 3 4 5 できなかった・あまりできなかった・できた・よくできた・とてもよくできた 〈記述〉

考課結果 ※就労支援担当者用

就労支援担当者 コメント記入欄											
決定欄	合計	点	5	・	4	・	3	・	2	・	1

面接シート（就労支援担当者記入）

期中に見られた 際立った行動	
現状の課題	
期待すること 来期の目標	
面接結果 決定事項	

自己点検表（就労訓練事業（雇用型））※本人用

～記入方法～

- 1) 自己点検は、自分のしごと内容や取り組み方を振り返り、目標の達成状況や課題を確認し、しごとに生かしていくために実施しています。
- 2) 考課段階は、目標の達成状況を「とてもよくできた」・「よくできた」・「できた」・「あまりできなかった」・「できなかった」のうち、当てはまると思うものにマルをつけてください。
- 3) それぞれの〈記述〉欄には、目標に向けてがんばったことや工夫したことなど、アピールしたいことについて、具体的なできごとを挙げて記入してください。
- 4) 全て記入し終わったら、期限内に就労支援担当者に提出してください。
- ※ 期首に、就労支援担当者が本人と面接の上、個別目標の設定等を行ってください。

事業所	
ふりがな	
職員氏名	
性別	☐ 男性 ☐ 女性 ☐ （ ）
生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日（ 歳）

対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日
仕事の日数・時間	
主な仕事内容	

要素		定義	考課段階
1	職場の決まりごと	社会人としてのマナー（あいさつ、身だしなみなど）と職場の決まりごとを理解し、そのルールを守って行動できている。	できなかった・あまりできなかった・できた・よくできた・とてもよくできた
			〈記述〉
2	責任感	上司の業務指示にそって、決められた時間や手続で、責任を持って最後まで仕事に取り組むことができる。	できなかった・あまりできなかった・できた・よくできた・とてもよくできた
			〈記述〉
3	向上心	上司・職員からの指示をよく聞き、難しいと思うことにも、取り組むことができる。	できなかった・あまりできなかった・できた・よくできた・とてもよくできた
			〈記述〉
4	報告・連絡・相談	上司や職場のメンバーに、決められた仕事について報告・連絡・相談することができる。	できなかった・あまりできなかった・できた・よくできた・とてもよくできた
			〈記述〉
	個別目標		考課段階
5			できなかった・あまりできなかった・できた・よくできた・とてもよくできた
			〈記述〉
6			できなかった・あまりできなかった・できた・よくできた・とてもよくできた
			〈記述〉
7			できなかった・あまりできなかった・できた・よくできた・とてもよくできた
			〈記述〉

自己点検表（就労訓練事業（雇用型））※本人用

〈自由記述〉

（１）今期のあなたの仕事を振り返って、がんばったと思うことがあればできるだけ具体的に書いてください。

（２）今期のあなたの仕事を振り返って、もう少しこうすればよかったと思うことがあれば、できるだけ具体的に書いてください。

（３）これからやりたいと思っていること、がんばりたいと思うことがあれば書いてください。

（４）職場や仕事の内容について、もっとこうしてほしいと思うことがあれば書いてください。

様式例

就労支援プログラム①（就労訓練事業（非雇用型））

※事業利用開始時に作成

氏名（ふりがな）	
性別	☐ 男性 ☐ 女性 ☐ （ ）
生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日（ 歳）

就労開始日	平成 年 月 日
事業所名	
就労支援担当者	

本人の当面希望する就労内容	【仕事内容】
	【働き方】
本人が長期的に希望する就労内容	【仕事内容】
	【働き方】
将来の就労に関する目標	【仕事内容】
	【働き方】
支援方針	①ステップアップ・振り返りの目安 ※本人の希望や職場実習の様子等をふまえて、ステップアップの大まかな流れや振り返りの頻度、目安を記載。 ②職場、就労支援担当者等の関わり方 ※事業利用中のそれぞれの関わり方を記載。

※就労に当たっての留意事項

- ①所定の作業日、作業時間に、作業に従事するか否かは、対象者の自由であること。また、所定の作業量について、所定の量を行うか否かについても、対象者の自由であること。
- ②作業時間の延長や、作業日以外の日における作業指示が行われないこと。
- ③所定の作業時間内における受注量の増加等に応じた、能率を上げるための作業の強制が行われないこと。
- ④欠席・遅刻・早退に対する手当の減額制裁がないこと（実作業時間に応じた手当を支給する場合においては、作業しなかった時間分以上の減額をすることがないこと）。
- ⑤作業量の割当、作業時間の指定、作業の遂行に関する指揮命令違反に対する手当等の減額等の制裁がないこと。

就労支援プログラム②（就労訓練事業（非雇用型））

※事業利用開始時及び継続支援面接毎に作成（本人と相談の上、記載すること）

氏名（ふりがな）	
性別	☐ 男性 ☐ 女性 ☐ （ ）
生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日（ 歳）

作成日	
事業所名	就労支援担当者
当該期間の 就労訓練の内容	（就労内容）
	（働き方）
	○時間 _____（ 時間／日 × 日／週： 曜日）
	○場所
就職に必要なスキル 習得支援の内容	○就労訓練事業者による指示・管理の範囲
	（例） 挨拶の練習、ハローワークへの同行

短期目標 （〇ヶ月後） ※期間はそ の人の状況 に合わせて、 概ね3～6 ヶ月の範囲 で検討する。	項目	課題 ※より具体的に数値や実数で記載。	支援内容	振り返り ※次回の面談時に就労支援担当者が記載。
	（例） 傾聴	（例）		
	（例） 清掃	（例） ・ご利用者が帰る16時から16時半までの間に、お風呂場の掃除を終わらせる。	（例）	
	（例） 介護補助	（例） ・3月31日までに、清掃の業務をしている際にも、ご利用者がお風呂からあがってきたら、ドライヤーかけやお茶出しを優先するなど、臨機応変な対応をできるようにする。	（例） ・業務チェックリストの作成 ・本人による振り返りノートの記入 ・定期的な聞き取り	（例） ・業務チェックリストによって、周囲の職員も作業を把握でき、指導に生かせた（職場） ・臨機応変な対応については、どのように指導したら良いのか分からない（職場） ・振り返りノートは毎回就業後に記入するのは大変だった（本人） ・月一程度の聞き取りでは、進捗をきちんと把握できていないことがあった（就労支援担当者） ※振り返りであがった課題を反映し、次回の期間を設定して、短期目標を作成。
	（例） 人間関係	（例） ・週に一度、所長と話をする。 ・1日に3回、一緒に働く職員と話をする。	（例） ・本人による振り返りのノートの記入 ・定期的な聞き取り	

(別添資料5)就労訓練推進事業(28年度新規事業)の実施状況

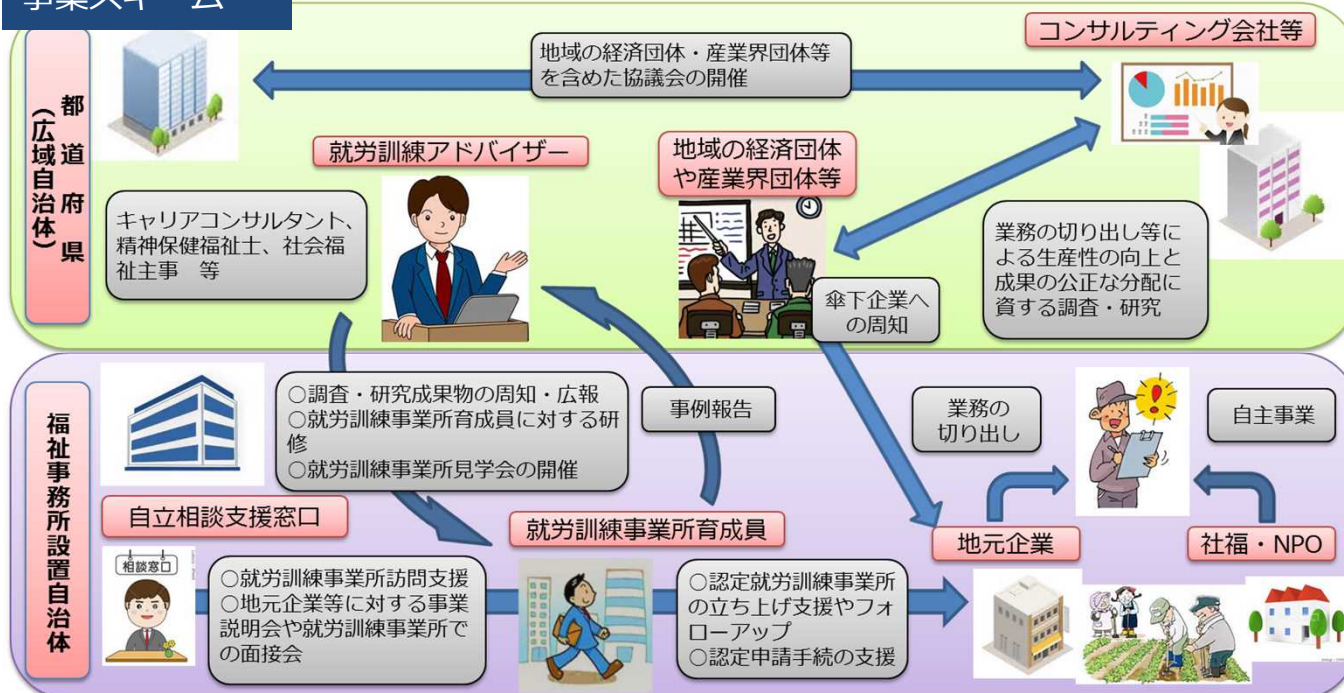
○ その他事業(補助率1/2)の一つとして、

- ・ 都道府県に就労訓練アドバイザー(キャリアコンサルタントや精神保健福祉士等の有資格者)を、
- ・ 福祉事務所設置自治体に就労訓練事業所育成員を配置し、就労訓練実施事業所の開拓・育成をソフト面から進めている。

配置職種	実施自治体
就労訓練アドバイザー	東京都、奈良県、鳥取県、高知県、沖縄県
就労訓練事業所育成員	長野市、相模原市、名古屋市、大阪市

(出典) 平成30年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の国庫補助協議

事業スキーム



支援内容の例

○就労訓練アドバイザー

- ・ 行政職員を対象とした担当者会議において、認定就労訓練事業所の開拓手法について説明。
- ・ 認定を希望する事業者に対して認定申請手続の支援。
- ・ 認定就労訓練事業の利用あっせんを促進するため、認定就労訓練事業所の見学会を各地域で開催。

○就労訓練事業所育成員

- ・ 事業所の個別開拓のほか、事業所の立ち上げ支援や認定就労訓練事業所のフォローアップ等を実施。
- ・ 市のホームページに事業者向けの認定就労訓練事業の成功事例等を掲載したガイドブックを掲載。
- ・ 認定就労訓練事業所の開拓に併せて就労体験協力事業所の開拓も実施

(参考)就労訓練推進事業(就労訓練アドバイザー)の取組状況

奈良県の取組例

- 平成30年度より就労準備支援事業を広域で実施する予定であったため、それに先駆けて平成29年度より就労訓練事業所の開拓・支援を充実することを目的として実施した。
- 社会福祉法人奈良県社会福祉協議会・パーソルキャリアコンサルティング(株)で構成されている特定委託業務共同事業体への委託により実施。県内11市との広域就労準備支援事業の開始に伴い、常勤職員1名(自立相談支援事業の相談支援員経験者)に加え、平成30年度より新たに常勤職員1名(就労支援・企業開拓経験者)を配置。
- 具体的な取組内容は、企業への制度の周知・啓発、認定就労訓練事業所の開拓と申請手続きの支援、自立相談支援機関のニーズ把握と地域資源の把握等を実施。
- 工夫している点として、開拓先の事業所を3段階の層に分け(実践、開発、啓発)、ターゲット別にアプローチの方法を変えている。また、事業所のニーズを把握し、事業所側のメリットを伝える(育成型人材確保、在職者の離職防止等)、支援機関による継続的な支援があることを伝える、などの取組も実施している。他に、良質な受入事例をまとめて発信することや、事業所向けの実践的な学習機会を設けるなどの取組もしていく。

沖縄県の取組例

- 就労訓練事業所の開拓促進及び認定就労訓練事業の利用促進を図ることを目的として、公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会への委託により実施し、常勤1名を配置している。
- 平成30年3月末時点で、那覇市(中核市)を除く県所管地域で28件の認定。具体的な取組内容は以下の通り。
 - ・個別訪問を中心とした新たな事業所の開拓
 - ・事業所の利用を促進するため、管内自立相談支援機関の支援員と定期的に情報共有を行う。また、支援員が直接、事業所と連携しやすくなるよう、新規に認定された事業所と支援員の顔つなぎを行う。(自立相談支援機関の後方支援)
 - ・県HPでの広報をはじめとする周知を通して、認定申請を検討する事業所からの問合せに対する相談対応等
- 市町村には利用促進を図ることを目的として、市町村担当者向けにチラシの配布や困窮制度の担当者会議での案内等を通じて、認定就労訓練事業の制度周知を図っている。

(参考)就労訓練推進事業(就労訓練事業所育成員)の取組状況

宮城県仙台市の取組例

- 自立相談支援事業や就労準備支援事業を受託している一般社団法人パーソナルサポートセンターが受託し、28年度より事業開始。この取組によって、就労準備支援事業の就労体験先と認定就労訓練事業所の開拓とを一体的に実施するとともに、就労準備支援事業の利用から認定就労訓練事業の利用へとスムーズにつなげることが可能となり、利用者に対する支援効果も期待できる。
- 就労訓練事業所育成員は2名(常勤)配置。1名は主に企業開拓を担い、もう1名は認定就労訓練事業所と利用者とのマッチングの役割を担うことを想定している。育成員については、民間企業に長年従事した経験がある者や、ハローワークの窓口経験者が担っている。これにより、企業と対象者の両方の視点を持った支援が可能となる。
- 育成員の主な業務としては、現時点では利用者が増えていないため、開拓業務がメインとなっており、認定申請のための書類作成支援も行っている。

大阪府大阪市の取組例

- 認定就労訓練事業所の拡大と事業の利用促進を目的として、就労支援のノウハウを有している有限責任事業組合大阪職業教育協働機構(A‘ワーク創造館)に委託し29年度より事業開始。平成30年度からは、就労準備支援事業と就労訓練推進事業を「就労チャレンジ事業」として一体的に実施することとし、有限責任事業組合大阪職業教育協働機構を含む共同体へ委託。これにより、就労準備支援事業の就労体験先と認定就労訓練事業所の開拓を一体的に実施するとともに、就労準備支援事業の利用から認定就労訓練事業の利用まで連続的かつ包括的な支援が可能となり、利用者に対する支援効果も期待できる。
- 就労訓練事業所育成員は3名(非常勤)配置。主な資格については、キャリアコンサルタントや産業カウンセラーなどである。
- 事業所開拓以外にも、認定就労訓練事業所と利用者とのマッチング(自立相談支援機関の後方支援)や、就労支援プログラムの作成支援(認定就労訓練事業所の後方支援)等を実施している。